

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人及びその亡夫（平成28年4月死亡）について、亡夫の病状や南相馬市の医療状況からすると、平成26年3月（前回までの当センターでの和解における申立人らの精神的損害に対する賠償終期）までに申立人らが同市に帰還するのは困難であり、その後もその状況が継続していたとして、同年4月以降も避難継続の合理性を認め、①申立人に対し、同月から平成28年3月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円及び亡夫の介護を理由とする増額分月額3万円並びに日常生活阻害慰謝料（一時金）13万円の賠償等が認められるとともに、②亡夫の損害として、平成26年4月から平成28年3月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円及び持病を理由とする増額分月額3万円並びに日常生活阻害慰謝料（一時金）13万円が認められ、申立人に対し、法定相続分（2分の1）の限度で賠償が認められた事例。

なお、本件は、当センターのホームページにおいて「和解成立に至らなかつた事例（一部打切りにより、一部が和解成立に至らなかつた事例を含む。）」として公表されている事例（事案概要一覧の番号8、和解案提示理由書8）の申立人が再度申し立てたものである。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し、保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が、平成28年4月〇日に死亡し、申立人は被相続人の相続人の1人であること。
- 2 申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を少なくとも法定相続分である2分の1の限度で承継したこと。
- 3 本和解成立後、申立人に支払われた損害金について、申立人と第三者との間で紛争が生じた場合には、申立人は、申立人と第三者との間で責任をもつて解決すること。

### 第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

- 1 被相続人にかかる損害（ただし、申立人の法定相続分に限る。）
 

（1）日常生活阻害慰謝料	金120万円
--------------	--------

(期間 平成26年4月1日から平成28年3月末日)

(2) 日常生活阻害慰謝料（増額分） 金36万円

(期間 平成26年4月1日から平成28年3月末日)

(3) 日常生活阻害慰謝料（一時金） 金6万5000円

2 申立人にかかる損害

(1) 日常生活阻害慰謝料 金240万円

(期間 平成26年4月1日から平成28年3月末日)

(2) 日常生活阻害慰謝料（増額分） 金72万円

(期間 平成26年4月1日から平成28年3月末日)

(3) 日常生活阻害慰謝料（一時金） 金13万円

(4) 営業損害 金38万1800円

(期間 平成26年4月1日から平成27年5月末日)

(5) 帰還費用（郵送代金） 金8万7222円

(期間 平成28年6月11日から平成30年4月6日)

3 弁護士費用 金16万0321円

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第2記載の損害項目についての和解金として、  
金550万4343円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第2記載の損害項目について、以下の点を相互に確  
認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人  
が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して  
別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人  
が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとす  
る。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決セ  
ンターに交付する。

令和7年6月4日

(仲介委員 藤原 靖夫)